

GRIガイドライン対照表

項目	指標	記載ページ	GC*
1. 戦略および分析			
1.1	組織にとっての持続可能性の適合性と、その戦略に関する組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明	表2	
1.2	主要な影響、リスクおよび機会の説明	P.5~7	
2. 組織のプロフィール			
2.1	組織の名称	表3	
2.2	主要なブランド、製品および/またはサービス	表3	
2.3	主要部署、事業会社、子会社および共同事業などの組織の経営構造	表3	
2.4	組織の本社の所在地	表3	
2.5	組織が事業展開している国の数および大規模な事業展開を行っている、あるいは報告書中に掲載されているサステナビリティの課題に特に関連のある国名	表3	
2.6	所有形態の性質および法的形式	表3	
2.7	参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客／受益者の種類を含む）	—	
2.8	以下の項目を含む報告組織の規模 ・従業員数 ・売上高（民間組織について）あるいは純収入（公的組織について） ・負債および株主資本に区分した総資本（民間組織について） ・提供する製品またはサービスの量	表3	
2.9	以下の項目を含む、規模、構造または所有形態に関して報告期間中に生じた大幅な変更 ・施設のオープン、閉鎖および拡張などを含む所在地または運営の変更 ・株主資本構造およびその資本形成における維持および変更業務（民間組織の場合）	—	
2.10	報告期間中の受賞歴	P.17	
3. 報告要素			
報告書のプロフィール			
3.1	提供する情報の報告期間（会計年度／暦年など）	P.9	
3.2	前回の報告書発行日（該当する場合）	—	
3.3	報告サイクル（年次、半年ごとなど）	P.9	
3.4	報告書またはその内容に関する質問の窓口	表3	
報告書のスコープおよびバウンダリー			
3.5	以下を含め、報告書の内容を確定するためのプロセス ・重要性の判断 ・報告書内のテーマの優先順位付け ・組織が報告書の利用を期待するステークホルダーの特定	P.9	
3.6	報告書のバウンダリー（国、部署、子会社、リース施設、共同事業、サプライヤー（供給者）など）	P.9	
3.7	報告書のスコープまたはバウンダリーに関する具体的な制限事項を明記する	P.9	
3.8	共同事業、子会社、リース施設、アウトソーシングしている業務および時系列での、および/または報告組織間の比較可能性に大幅な影響を与える可能性があるその他の事業体に関する報告の理由	—	
3.9	報告書内の指標およびその他の情報を編集するために適用された推計の基となる前提条件および技法を含む、データ測定技法および計算の基盤	—	
3.10	以前の報告書で掲載済みである情報を再度記載することの効果の説明、およびそのような再記述を行う理由（合併／買収、基本となる年／期間、事業の性質、測定方法の変更など）	P.9	
3.11	報告書に適用されているスコープ、バウンダリーまたは測定方法における前回の報告期間からの大幅な変更	P.9	
GRI内容索引			
3.12	報告書内の標準開示の所在場所を示す表	P.48、49	
保証			
3.13	報告書内の外部保証添付に関する方針および現在の実務慣行。サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基盤を説明する。また、報告組織と保証の提供者との関係を説明する	P.50	
4. ガバナンス、コミットメントおよび参画			
ガバナンス			
4.1	戦略の設定または全組織的監督など、特別な業務を担当する最高統治機関の下にある委員会を含む統治構造（ガバナンスの構造）	P.44~46	
4.2	最高統治機関の長が執行役員を兼ねているかどうかを示す（兼ねている場合は、組織の経営におけるその役割と、このような人事になっている理由も示す）	—	
4.3	単一の理事会構造を有する組織の場合は、最高統治機関における社外メンバーおよび/または非執行メンバーの人数を明記する	—	
4.4	株主および従業員が最高統治機関に対して提案または指示を提供するためのメカニズム	P.45	
4.5	最高統治機関メンバー、上級管理職および執行役についての報酬（退任の取り決めを含む）と組織のパフォーマンス（社会的および環境的パフォーマンスを含む）との関係	—	
4.6	最高統治機関が利害相反問題の回避を確保するために実施されているプロセス	P.45	
4.7	経済的、環境的、社会的テーマに関する組織の戦略を導くための、最高統治機関のメンバーの適性および専門性を決定するためのプロセス	—	
4.8	経済的、環境的、社会的パフォーマンス、さらにその実践状況に関して、組織内で開発したミッション（使命）およびバリュー（価値）についての声明、行動規範および原則	表2、P.1~3	
4.9	組織が経済的、環境的、社会的パフォーマンスを特定し、マネジメントしていることを最高統治機関が監督するためのプロセス。関連のあるリスクと機会および国際的に合意された基準、行動規範および原則への支持または遵守を含む	P.2、8	
4.10	最高統治機関のパフォーマンスを、特に経済的、環境的、社会的パフォーマンスという観点で評価するためのプロセス	P.2、3、8	
外部のイニシアティブへのコミットメント			
4.11	組織が予防的アプローチまたは原則に取り組んでいるかどうか、およびその方法はどのようなものかについての説明	P.8、40	原則7
4.12	外部で開発された、経済的、環境的、社会的憲章、原則あるいは組織が同意または受諾するその他のイニシアティブ	P.8	
4.13	組織が以下の目的に該当するような、（企業団体などの）団体および/または国内外の提言機関における会員資格 ・統治機関内に役職を持っている ・プロジェクトまたは委員会に参加している ・通常の会員資格の義務を超える実質的な資金提供を行っている ・会員資格を戦略的なものとしてとらえている	—	
ステークホルダー参画			
4.14	組織に参画したステークホルダー・グループのリスト	P.20~31	
4.15	参画してもらうステークホルダーの特定および選定の基準	—	
4.16	種類ごとおよびステークホルダー・グループごとの参画の頻度など、ステークホルダー参画へのアプローチ	P.22、23	
4.17	その報告を通じた場合も含め、ステークホルダー参画を通じて浮かび上がった主要なテーマおよび懸案事項と、それらに対して組織がどのように対応したか	P.20~31	
5. マネジメント・アプローチおよびパフォーマンス指標			
経済			
経済パフォーマンス指標			
側面：経済的パフォーマンス、市場での存在感、間接的な経済的影響			
EC1~EC9（末尾の一覧表をご参照下さい）			
※ グローバルコンパクト 注：「—」→弊社事業に関わる指標ではあるが、当レポートに関連内容の記載なし。「該当なし」→弊社事業に関連のない指標。			

グローバル・レポーティング・イニシアティブ (GRI) :

1997年に米国の非営利団体組織であるセリーズ (CERES: Coalition for Environmentally Responsible Economies) と国連環境計画との合同事業として設立されました。持続可能性報告書に掲載する情報について、比較可能性、信憑性、厳密性、タイミングの適切性、憲章可能性の基本条件を達成しつつ、持続可能性報告の業務慣行を財務報告書並みのレベルに高めることを目的としています。初版ガイドラインを2000年に発行し、2002年度の改訂を経て、2006年度に再改訂されました。

項目	指標	記載ページ	GC*
環境			
環境パフォーマンス指標			
側面: 原材料			
EN1, EN2	(末尾の一覧表をご参照下さい)		
側面: エネルギー			
EN3 中核	一次エネルギー源ごとの直接的エネルギー消費量	P.40, 41	
EN4 中核	一次エネルギー源ごとの間接的エネルギー消費量	P.40, 41	
EN5 追加	省エネルギーおよび効率改善によって節約されたエネルギー量	P.40, 41	
EN6 追加	エネルギー効率の高いあるいは再生可能エネルギーに基づく製品およびサービスを提供するための優先取り組み、およびこれらの優先取り組みの成果としてのエネルギー必要量の削減量	P.40, 41	
EN7 追加	間接的エネルギー消費量削減のための優先取り組みと達成された削減量	—	
側面: 水			
EN8~EN10	(末尾の一覧表をご参照下さい)		
側面: 生物多様性			
EN11 中核	保護地域内あるいはそれに隣接した場所および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域に所有、賃借、または管理している土地の所在地および面積	—	
EN12 中核	保護地域および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品およびサービスの著しい影響の説明	—	
EN13 追加	保護または復元されている生息地	—	
EN14 追加	生物多様性への影響をマネジメントするための戦略、現在の措置および今後の計画	P.24~31	
EN15 追加	事業によって影響を受ける地区内の生息地域に生息するIUCN(国際自然保護連合)のレッドリスト種(絶滅危惧種)および国の絶滅危惧種リストの数。絶滅危険性のレベルごとに分類する	該当なし	
側面: 排出物、廃水および廃棄物			
EN16 中核	重量で表記する直接および間接的な温室効果ガスの総排出量	P.40, 41	
EN17 中核	重量で表記するその他の関連する間接的な温室効果ガス排出量	P.40, 41	
EN18 追加	温室効果ガス排出量削減のための優先取り組みと達成された削減量	P.40, 41	
EN19 中核	重量で表記するオゾン層破壊物質の排出量	—	
EN20 中核	種類別および重量で表記するNox, Soxおよびその他の著しい影響を及ぼす排気物質	—	
EN21 中核	水質および放出先ごとの総排水量	—	
EN22 中核	種類および廃棄方法ごとの廃棄物の総重量	—	
EN23 中核	著しい影響を及ぼす漏出の総件数および漏出量	—	
EN24 追加	バーセル条約付属文書I, II, IIIおよびIVの下で有害とされる廃棄物の輸送、輸入、輸出、あるいは処理の重量、および国際輸送された廃棄物の割合	—	
EN25 追加	報告組織の廃水および流出液により著しい影響を受ける水界の場所、それに関連する生息地の規模、保護状況、および生物多様性の価値を特定する	—	
側面: 製品およびサービス			
EN26 中核	製品およびサービスの環境影響を緩和する優先取り組みと影響削減の程度	P.10~17	原則8, 9
EN27 中核	カテゴリ別の再生利用される販売製品およびその梱包材の割合	該当なし	
側面: 遵守、輸送			
EN28, EN29	(末尾の一覧表をご参照下さい)		
側面: 総合			
EN30 追加	種類別の環境保護目的の総支出および投資	P.13, 17	原則8
労働慣行とディーセント・ワーク(公正な労働条件)			
労働慣行とディーセント・ワーク(公正な労働条件)パフォーマンス指標			
側面: 雇用、労使関係、労働安全衛生、研修および教育、多様性と機会均等			
LA1~LA14	(末尾の一覧表をご参照下さい)		
人権			
人権パフォーマンス指標			
側面: 投資および調達慣行			
HR1 中核	人権条項を含む、あるいは人権についての適正審査を受けた重大な投資協定の割合とその総数	該当なし	
HR2 中核	人権に関する適正審査を受けた主なサプライヤー(供給者)および請負業者の割合と取られた措置	該当なし	
HR3 追加	研修を受けた従業員の割合を含め、業務に関連する人権的側面に関わる方針および手順に関する従業員研修の総時間	P.37	原則1
側面: 無差別、結社の自由、児童労働、強制労働、保安慣行、先住民の権利			
HR4~HR9	(末尾の一覧表をご参照下さい)		
社会			
社会パフォーマンス指標			
側面: コミュニティ、公共政策、非競争的な行動、遵守			
SO1, SO5~SO8	(末尾の一覧表をご参照下さい)		
側面: 不正行為			
SO2 中核	不正行為に関連するリスクの分析を行った事業単位の割合と総数	—	
SO3 中核	組織の不正行為対策の方針および手順に関する研修を受けた従業員の割合	—	
SO4 中核	不正行為事例に対処して取られた措置	P.46	
製品責任			
製品責任のパフォーマンス指標			
側面: 顧客の安全衛生、マーケティング・コミュニケーション、顧客のプライバシー、遵守			
PR1, PR2, PR6~PR9	(末尾の一覧表をご参照下さい)		
側面: 製品およびサービスへのラベリング			
PR3 中核	各種手順により必要とされている製品およびサービス情報の種類と、このような情報要件の対象となる主要な製品およびサービスの割合	—	
PR4 追加	製品およびサービスの情報、ならびにラベリングに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	該当なし	
PR5 追加	顧客満足度を測る調査結果を含む、顧客満足に関する実務慣行	P.22, 23, 47	

* グローバルコンパクト 注: 「—」→弊事業に関わる指標ではあるが、当レポートに関連内容の記載なし。「該当なし」→弊事業に関連のない指標。

※上記一覧表内に掲載していない項目とその理由

	経済	環境	労働慣行とディーセント・ワーク	人権	社会	製品責任
該当なし	EC4, HR4	EN1, EN2, EN8~EN10, EN28		HR4, HR6, HR7, HR9	SO7, SO8	PR1, PR2, PR6~PR9
別資料に記載	EC1 有価証券報告書	EC1				
当社規定の開示対象範囲外	EC2, EC3, EC5~EC9	EN29	LA1~LA14	HR5, HR8	SO1, SO5, SO6	